循社第336号

千葉県環境審議会 様

千葉県廃棄物処理計画の策定について (諮問)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の5 第1項の規定により、千葉県廃棄物処理計画を策定する必要があるため、同条第3項 の規定により下記のことについて諮問します。

令和7年6月30日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 (公印省略)

記

千葉県廃棄物処理計画について

M

環 第 3 8 2 号 千 環 審 第 2 号 令和 7 年 7 月 1 日

## 千葉県環境審議会

廃棄物・リサイクル部会長 宮 脇 健太郎 様

千葉県環境審議会 会長 宮 脇 健太郎 景順 居 またい

## 審議事項の部会への付議について

令和7年6月30日付け循社第336号で千葉県知事から諮問のあった下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、貴部会に付議します。

記

千葉県廃棄物処理計画について